

ウ. 審議会

① 年度別状況

○ 審議会等委員

	審議会等 総数	女性委員を含 む審議会等数	女性委員を含 む審議会 等の割合	総委員数	女 性 委 員 数	男 性 委 員 数	女性委員 の 割 合	男性委員 の 割 合
			%	人	人	人	%	%
昭和50年1月1日	237	73	30.8	5,436	133	5,303	2.4	97.6
55年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4,318	4.1	95.9
60年6月1日	206	114	55.3	4,664	255	4,409	5.5	94.5
平成2年3月31日	204	141	69.1	4,559	359	4,200	7.9	92.1
7年9月30日	207	175	84.5	4,484	631	3,853	14.1	85.9
12年9月30日	197	186	94.4	3,985	831	3,154	20.9	79.1
13年9月30日	98	94	95.9	1,717	424	1,293	24.7	75.3
14年9月30日	100	97	97.0	1,715	429	1,286	25.0	75.0
15年9月30日	102	100	98.0	1,734	465	1,269	26.8	73.2
16年9月30日	103	102	99.0	1,767	499	1,268	28.2	71.8
17年9月30日	104	103	99.0	1,792	554	1,238	30.9	69.1
18年9月30日	106	105	99.1	1,804	565	1,239	31.3	68.7
19年9月30日	113	111	98.2	1,872	604	1,268	32.3	67.7
20年9月30日	111	109	98.2	1,873	607	1,266	32.4	67.6
21年9月30日	109	106	97.2	1,779	591	1,188	33.2	66.8
22年9月30日	105	102	97.1	1,708	577	1,131	33.8	66.2
23年9月30日	108	105	97.2	1,723	572	1,151	33.2	66.8
24年9月30日	109	106	97.2	1,778	585	1,193	32.9	67.1
25年9月30日	113	110	97.3	1,785	610	1,175	34.2	65.8
26年9月30日	120	118	98.3	1,854	656	1,198	35.4	64.6
27年9月30日	121	119	98.3	1,798	659	1,139	36.7	63.3
28年9月30日	123	120	97.6	1,808	671	1,137	37.1	62.9
29年9月30日	122	118	96.7	1,795	672	1,123	37.4	62.6

○ 臨時委員、特別委員及び専門委員

	専門委員等 総数	女 性 委 員 数	男 性 委 員 数	女性委員 の 割 合	男性委員 の 割 合
	人	人	人	%	%
平成13年9月30日	7,201	763	6,438	10.6	89.4
14年9月30日	8,114	935	7,179	11.5	88.5
15年9月30日	8,815	1,091	7,724	12.4	87.6
16年9月30日	9,885	1,180	8,705	11.9	88.1
17年9月30日	9,039	1,165	7,874	12.9	87.1
18年9月30日	9,921	1,304	8,617	13.1	86.9
19年9月30日	9,446	1,314	8,132	13.9	86.1
20年9月30日	9,706	1,461	8,245	15.1	84.9
21年9月30日	8,646	1,425	7,221	16.5	83.5
22年9月30日	8,752	1,514	7,238	17.3	82.7
23年9月30日	8,412	1,550	6,862	18.4	81.6
24年9月30日	8,100	1,571	6,529	19.4	80.6
25年9月30日	8,006	1,609	6,397	20.1	79.9
26年9月30日	8,191	1,835	6,356	22.4	77.6
27年9月30日	7,770	1,924	5,846	24.8	75.2
28年9月30日	8,299	2,295	6,004	27.7	72.3
29年9月30日	7,883	2,111	5,772	26.8	73.2

資料出所：内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

(注) 1. 国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づく審議会等を対象としている。

2. 委員数は、調査時点において、実際に任命されている委員の数である。

3. 専門委員等（臨時委員、特別委員及び専門委員）とは、委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要がある場合に置くことができ、当該専門又は特別の事項の調査審議が終了したときは解任されるものをいう。

4. 平成17年9月30日以前の調査における専門委員等数には臨時委員、特別委員及び専門委員のほかに試験委員が含まれている。